



12月23日 東地申第31号

自然災害から組合員とお客さまの命を守り、 JR東日本としての「使命」「社会的責任」を 果たすための対策と改善を求める申し入れ内容

【勤務について】

1. 今回の台風15号・19号の直撃により、各職場では社員に対し勤務中の待機・休養・勤務解放など業務指示に統一性がなかった根拠を明らかにすること。また、台風などの自然災害が発生した場合には、勤務中の社員に対してこれまで通り適正に業務指示を行うこととし、勤務解放の扱いを行わないこと。
2. 緊急避難指示が発令されている地域の社員に対し、本人・家族の安全を第一に考え出勤等を配慮すること。
3. 通勤災害により他経路で出勤した社員に対し、通勤費として支払うこととし、IC運賃のみを支払うなどの制限を行わないこと。また、事前に社員へ周知すること。
4. 台風などの自然災害発生時において出勤や早め出勤を慫慂する場合には、業務指示として行うこと。

【計画運休後の運転再開に向けて】

1. 今回の台風15号・19号での運転再開見込み時刻を決定する考え方について明らかにすること。
2. 乗務員の安全を最大限に考え、台風上陸中は、出区点検等屋外での作業を中止すること。
3. 本線の安全確認を行う試運転列車には、運転士・車掌・施設社員の乗務を基本とすること。また、乗務中異常を発見した場合は、異常時共有システムの画像のみで判断せず、現場の意見を配慮すること。
4. 危険水位や土砂災害の恐れがある箇所では最大限の情報収集をおこない、安全確認が取れるまで試運転列車の運行を行わないこと。
5. 運転再開見込み時刻については、全線区での試運転列車の安全確認、また他社線との連携を行ったのち、プレス発表を行うこと。
6. 運転整理については、決まり次第現場へ周知すること。

【営業職場における対策について】

1. 支社や他職場からの応援者の役割について、会社の考えを明らかにすること。

【設備について】

1. 異常時や自然災害では情報収集が第一であると考え、よって各乗務員詰所の設備について、現場社員の意見を把握し、設備の見直し・改善を行うこと。
2. 東京支社内の各車両留置箇所において、想定している浸水箇所を具体的に明らかにし、浸水対策を講じること。また、浸水が想定された場合の車両を退避させる基準を明確にし、退避させる方法を確立すること。

【対策の周知について】

1. 全職場での台風を含めた自然災害に対して、現場社員との意見交換をおこない、台風に対する対策をつくり出すこと。また、系統ごとの台風マニュアル等を作成すること。
2. 今後の対策などを全社員に周知し、説明会を実施すること。